

横浜市立大岡小学校 いじめの防止基本方針

令和5年4月1日 改定

1 いじめの定義 「いじめ防止対策推進法」で定められた定義と同一

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。
- (2) いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- (3) 子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。
- (4) 子どもは、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

3 いじめ防止に向けた基本方針

- (1) あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (2) 子どもが主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、子どもが発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- (3) いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう学校全体が組織的に対応し、保護者、地域や学校運営協議会など、関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- (4) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- (5) 相談窓口を明示するとともに、子どもに対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて子ども一人ひとりの状況の把握に努める。

4 具体的な取組

(1) いじめ防止対策委員会の設置

【構成メンバー】

校長・副校長・教務主任・児童支援専任・養護教諭・学年主任

○必要に応じて、児童支援専任が相談窓口になり、その他関係教職員で「いじめ防止対策委員会」を設置する。また、状況に応じて外部専門家（カウンセラー・スクールソーシャルワーカー）を招請する。

○会は、毎月1回の定例会と必要に応じて臨時会を開催する。

【いじめ防止対策委員会の役割】

○学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成

○いじめの相談・通報の窓口

○校内研修の検討

○いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有

○いじめを察知した場合には次の体制をとる。

①情報の迅速な共有

②関係のある子どもへの事実関係の聴取

③指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等 ①～③の対応の実施

○学校基本方針の見直し

【年間計画】

年間	学校運営協議会、PTA役員会、学家地連等への情報発信 職員会議等での事案の共有
4月	いじめ防止対策委員会設置 基本方針・年間計画の策定
5月	「いじめ早期発見のための生活アンケート」実施・分析
6月	YP アセスメント実施①
8月	校内研修
9月	教育相談
11月	YP アセスメント実施②
12月	「いじめ早期発見のための生活アンケート」（全市一斉）実施・分析
1・2月	ふりかえり、引継ぎ準備
3月	教育相談

※いじめアンケートは必要に応じて実施する。

(2) いじめへの対応

①いじめの防止に向けた取組

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、いじめの未然防止に向けて次の取組をおこなう。

- ・ いじめの存在、いじめの定義を、発達段階に応じて理解できるように指導する。
- ・ 全教科・領域を通してコミュニケーション能力を育む。
- ・ 規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ・ 児童自らが、いじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくり支援する。
- ・ 人権週間などを活用して取り組みの成果を発表しあうなど取組計画を具体的に盛り込む。
- ・ YP アセスメントシートを使い「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を実施し集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- ・ 全教職員で研修を行う。

②早期発見のための取組

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われるため、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確・迅速に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するために次の取組を行う。

- ・ 児童に対しアンケートを実施する。
- ・ 教職員に対し見守りシートによる見とりを行う。
- ・ アンケートをもとに実態を把握後、いじめに関わる子どもがいる学級は、すぐに一人ひとりと面談を行い、結果をすみやかに、いじめ防止対策委員会に報告する。面談結果の記録は、全職員で共有する。
- ・ 長期休業中に学年でYP-ZUIE等を利用し学級の実態を見合う。学年全体で児童理解を深める
- ・ 学年研で気になる子どもや言動について話題を出し、記録する。日頃からの子どもの見守りや信頼関係の構築等に努め、子どもが示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ち、得た情報を職員会議等で共有する。
- ・ 子どもがいじめを相談しやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- ・ インターネット上で行われるいじめに対しては、関係機関と連携し、学校ネットパトロール等から状況を把握し、早期発見、早期対応に努める。情報モラル教育の推進

③いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、いじめ防止対策委員会を中核として速やかに対応し、組織的に被害の子どもを守り通すとともに、加害の子どもに対しては、当該の子ども的人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

- ・ 被害の子どもに対しては児童支援専任や担任などが事情や心情を聴取し、組織的に子どもの状態に合わせた継続的なケアを行う。
- ・ 被害の子どもへの保護者に対しては、児童支援専任や担任が聴取した事実や再発防止に向けた今後の具体的取組や加害の子どもへの指導内容を伝える。
- ・ 加害の子どもに対しては、児童支援専任や担任などが事情や心情を聴取し、再発防止に向けて組織的に適切に指導するとともに、子どもの状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。

- ・加害の子どもの保護者に対しては、児童支援専任や担任が聴取した事実や再発防止に向けた指導を伝え家庭での指導及び支援を要請する。
- ・以上の対応は、時系列を明らかにした記録を確実に行った上で、いじめ防止対策委員会を中核に教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。
- ・「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為にあたると思われる場合は、学校での適切な指導・支援を行い、被害者の意向にも配慮した上で、学校長の判断で警察に相談・通報し、連携して被害の子どもを守る。

④「学校運営協議会」の活用

保護者や地域住民らによって組織される学校運営協議会を必要に応じて活用し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

- ・個人情報に十分配慮して、アンケート結果やそれに伴う対応を報告する。
- ・保護者対応などについて助言を受ける。

(3) 重大事態への対処

- ・重大事態の判断は校長が行う。
- ・重大事態が発生したときは横浜市教育委員会に報告する。
- ・重大事態に対処し同種の事態の発生の防止のため、速やかに組織を設け関係者へ質問票の使用や聞き取り等で事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・調査を行ったときは、いじめを受けた子ども及びその保護者に対し重大事態の事実関係等の必要な情報を適切に提供する。